平成２１年（フ）第３７９号
広島県福山市鞆町鞆538番地１、前住所宮城県仙台市宮城野区幸町２丁目20番３号　二本松ハイツ303
債務者　皆川　久枝
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第１２２８号
東京都町田市小川４丁目６番地12
債務者　末冨友香里
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２８８号
東京都昭島市朝日町５丁目７番27号ナエゲコ一ポ102号
債務者　伊藤　雅子
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２４０号
東京都世田谷区上北沢５丁目25番10号ハイツモンテ101
債務者　川井　亮子（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月５日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２４７号
東京都東久留米市滝山６丁目１番７―308
債務者　今田奈々絵（旧姓久留）
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月５日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１３１５号
東京都町田市山崎町457番地営山崎町第２アパート３―211
債務者　茶村　賢一
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月５日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８０３号
静岡県榛原郡川根本町千頭1198番地の１
債務者　風間　富規
1　決定年月日時　平成21年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２５号
広島県福山市東川口町５丁目２番８号、旧住所広島県福山市新涯町６丁目18番９号　ピースコート檀上１Ｆ
債務者　藤原　晴子（旧姓梅田）
1　決定年月日時　平成21年11月13日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後１時30分
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

破産手続廃止

平成２０年（フ）第２５９０号
福岡県糟屋郡宇美町貴船４丁目８番13号
破産者　有限会社菅建設
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１５２４号
福岡県前原市波多江駅北２丁目７番１―705号
破産者　有限会社ピーエーシー
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１８２６号
福岡市中央区渡辺通２丁目４番20―107号
破産者　有限会社ブルーベリー
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第８２号
沖縄県糸満市西崎町４丁目21番５号、商業登記簿上の本店所在地沖縄県豊見城市字饒波1023番地の２
破産者　有限会社トヨサキ印刷
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１１４１号
仙台市泉区北中山３丁目34番地の９
破産者　有限会社佐野塗装工業所
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２６１号
茨城県桜川市岩瀬2616番地
破産者　有限会社岩瀬農場
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２０年（フ）第８８５号
栃木県宇都宮市新町１丁目７番３号
破産者　新日本印刷株式会社
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第４８７号
栃木県宇都宮市駒生町1690番地１　マロニエタウンＭＩＹＡ―Ｄ―201、前住所栃木県宇都宮市下荒針町3343番地26
破産者　城武　陽子
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係